相続を争族にしないために

仲の良かった兄弟姉妹が、相続をきっかけに絶縁状態になってしまう。そうした悲劇は珍しくない。遺族が遺産を巡って争う「争族」を避けるには生前の準備が大切だ。しかし、何から手を付ければいいか分からないという声は多い。そうした人たちの悩みに寄り添い、適切な対策を支援しているのがランドマーク税理士法人だ。東京・神奈川・埼玉に12拠点を展開し、オーダーメイドの相続対策をワンストップで提案している。

広告

遺産額が少なくてももめる現実

相続税は、相続する財産から非課税枠である基礎控除を差し引いた金額に課税される。基礎控除額が相続財産より多ければ相続税はかからない。この基礎控除額が大幅に縮小されたのが2013年度の税制改正だ。15年1月1日以降の相続から、基礎控除額は「3000万円+600万円×法定相続人の数」となった。法定相続人が配偶者と子ども2人の場合、相続財産が4800万円を超えると相続税がかかる。

相続税問題は一部の資産家などに特有の悩みだと思われがちだが、税制改正によって状況は一変した。これまで相続税は無縁だと思っていた一般的な家庭でも、まとまった現預金があったり、地価の高いエリアの土地・建物を相続したりする場合は課税対象になる可能性がある。

実際に課税対象者は増大している。国税庁によれば、16年中に亡くなった人は約131万人。相続税の課税対象になった被相続人は約10万6000人で、課税割合は8・1%だった。税制改正前の課税割合が例年4・0%台で推移していたことを考えると、大幅増といえる。

遺産を巡り遺族が争う「争族」を避けるには、日ごろから相続について家族で話し合っておくことが大切だ。家族だからこそ相続の問題はタブー視される傾向にあるが、何も話し合わないまま本人が亡くなれば、遺族はどこに、どれだけの財産があるのか分からず、無用な争いを招きかねない。相続税の申告など必要な手続きにも支障が出る。

まず財産の一覧表を作成するなど、相続税がどの程度かかるのか把握するところから準備を始めるのがポイントだ。特に一般家庭の財産は大半を不動産が占める。不動産は評価が分かりにくく、分割も難しいためトラブルの原因になりやすい。すべての資産と負債を可視化し、誰が何を引き継ぐのか家族で相談しておけば、もめ事の芽を摘める。

「うちは財産が少ないからもめることはない」と考えている人こそ注意が必要だ。相続トラブルは遺産の多寡に関わらず発生している。司法統計年報(17年度)によれば、調停などが成立した遺産分割事件の総数7520件の大部分5679件は、遺産総額が5000万円以下のケースである。1000万円以下に限っても2413件あり、それほど遺産額の多くない案件でトラブルになりやすい傾向がある。

相続トラブルの多くは兄弟姉妹間の争いだ。両親が亡くなり、相続をきっかけに長年の不満をぶつけ合うことは珍しくない。法律や損得では割り切れない人情が絡むだけに、問題の根は深い。

相続に詳しい税理士選びが鍵に

こうした争族を防ぐためにも、遺言書は用意しておきたい。自分の考えを明示して思いを伝える意味は大きい。

ただし、家族に内緒で誰かに有利な遺言書を作成してしまうと、効力の強い公正証書遺言を用意していても、もめる可能性が高い。「遺言書の存在を知らなかった」「遺言書で触れられていなかった」となると、疎外感や不公平感が過去の不満と結び付き、感情的にこじれかねない。遺言書はできるだけオープンに作成し、財産分与も公平にした方が無難だ。

遺言書を用意しやすい環境の整備も進む。従来、自筆証書遺言は日付と全文をすべて自筆で書く必要があったが、民法の改正により、パソコンなどで作成した財産目録(相続財産の一覧表)の添付が認められるようになった。

同時に各地の法務局が自筆証書遺言を保管する制度も新設された。遺言書を紛失する心配がなくなるうえ、預ける際に法務局が最低限の書式を確認するため、不備により遺言が無効になる事態を防ぐことにもつながる。家庭裁判所で相続人が立ち会って内容を確認する検認手続きも不要で、速やかな遺言の執行が期待できる。

相続する財産は漏れなく把握しなければならないが、何が相続財産に当たり、どのように評価するのか、素人では判断に困る例も多い。あやふやなままでは相続税の申告漏れの心配もある。加えて、税負担に大きな差が出る配偶者の税額軽減や小規模宅地等の特例を確実に利用し、将来発生する配偶者の相続(2次相続)まで考えた対策を講じるには、相続に詳しい税理士に任せた方が安心だ。

しかし、一般的に税理士は法人税など企業の税務を専門にしていることが多く、個人の相続税や相続対策に精通しているプロフェッショナルは少ない。相続税の申告代理を何年間も扱っていない場合もある。そのため、申告を担当する税理士の専門分野や経験、スキルなどによって、納めるべき相続税額に大きな違いが出ることもある。

相続を任せる税理士を探す際は、申告実績が豊富で相続税や資産税に精通しているか、相続税額を大きく左右する土地などの評価方法に詳しいか、税務署との折衝に慣れており、税務調査への対応力があるか――などがポイントになる。相続関係の弁護士など専門家との人脈があることも重要だ。

相続税の試算から対策を考える

数ある税理士法人の中でも、多くの土地オーナーや企業経営者が資産管理と相続のプロとして評価しているのがランドマーク税理士法人だ。1997年の設立以来、相続対策の相談件数は1万5000件を超え、相続税の申告実績は3400件超に上る。

ランドマーク税理士法人には都市農家や地主、企業経営者が抱える悩みを熟知した専門家が多数在籍している。清田幸弘代表は農家出身で、自身の体験に基づいて、代々受け継いできた土地など守るべきものを守り、将来のために生かす提案に定評がある。

相続税の申告も正確で、税務調査を受ける確率は約1%。全国平均の22%と比べると大きな差だ。こうしたことから、ほかの税理士に相続税申告を依頼した人がランドマーク税理士法人にセカンドオピニオンを求める例も少なくない。

特に土地の保有割合が多い場合は、土地の評価を見直すことで納め過ぎた相続税の還付を受けられる場合がある。土地の評価は土地の形状や周囲の状況などを総合的に考慮して算定するが、相続税に詳しくない税理士が相続税の課税対象となる土地の評価を適正に行うのは難しい。相続税負担に悩む地主農家の家族を守りたいという思いを原点に持つランドマーク税理士法人は不動産の取り扱いに慣れており、多くの還付実績がある。

相続は形ある財産を受け継ぐだけのものではなく、故人に感謝し、家族を思いやる心を継承するものだ。家族の絆を守るためにも、相続の準備を始めるのに早すぎることはない。

ランドマーク税理士法人は、定期的にセミナーや税務無料相談会を開催している。土地や預貯金などの保有資産から相続税を試算するサービスも提供。2次相続まで考慮して、不動産や生命保険の活用、生前贈与など、状況に合わせた生前対策を提案する。

相続を争族にしないためにも、専門家と二人三脚で対策を進めたい。

ランドマーク税理士法人は
相続・事業承継に特化した数少ない税理士事務所です

ランドマーク税理士法人は、相続相談1万5000件、相続税申告3400件超の実績を誇る、相続税申告・生前対策・各種税務申告の専門税理士事務所です。東京・神奈川・埼玉を中心に12拠点を展開。国税庁OBなど180人を超える相続税に強い社員が相続をフルサポートします。初回の相談は無料です(60～90分)。

拠点一覧

本社
■タワー事務所 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー37階

支店
【東京エリア】
◆東京丸の内事務所 千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル9階
◆新宿駅前事務所 新宿区新宿2丁目5番5号 新宿土地建物 第11ビル3階
◆池袋駅前事務所 豊島区南池袋2丁目26番4号 南池袋平成ビル9階
◆町田駅前事務所 町田市原町田4丁目7-14 リンズワンビル3階

【神奈川エリア】
◆横浜緑事務所 横浜市緑区台村町644番地
◆川崎駅前事務所 川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎8階
◆登戸駅前事務所 川崎市多摩区登戸3185番地2階
◆湘南台駅前事務所 藤沢市湘南台2丁目4番11号 朝日生命湘南台ビル2階

【埼玉エリア】
◆朝霞台駅前事務所 朝霞市西原1-2-2 リーヴ北朝霞ビル6階

【ランドマーク行政書士法人】
◆中山事務所 横浜市緑区中山1丁目27番6号 2階
◆鶴居駅前事務所 横浜市都筑区池辺町4364番地

◇提供番組「とれたてキス」が好評放送中

SKE48
松井珠理奈・大場美奈

どんな人が、どう作っているかわかって食べたら、美味しいって思う気持ちもきっと変わる。だったら行ってみよう！とれたてをいただいちゃいましょう！きっと笑顔になる！
毎週水曜 よる11時07分～(TBS 関東ローカル)

◇絶賛放送中
・TBS「サンデーモーニング」毎週日曜8:00～(番組提供中)
・ラジオ「ニッポン放送」CM放送中
・ラジオ「FMヨコハマ」CM放送中
・テレビ「TOKYO MX」CM放送中
・テレビ「テレビ神奈川」CM放送中
・テレビ「千葉テレビ」CM放送中
・テレビ「テレビ埼玉」CM放送中

※定例セミナーは月1回の開催です。

定例セミナー
「知って安心！相続の手続き」開催

相続の時には複雑でわかりづらい手続きをしなくてはいけません。書類の提出期限や必要書類について、わかりやすく解説いたします。

定例セミナー、税務無料相談会の参加者に、ランドマーク税理士法人・清田代表執筆の書籍をプレゼント

日時：1月22日(火) 14:00～16:00
(セミナー1時間・個別相談1時間)
会場：東京丸の内事務所
千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル9階

「税務無料相談会」随時開催

相続に関するご相談を専門の相談員が承ります。相続の不安を解消しましょう。当日はより具体的なご提案をさせて頂くために、下記資料をお持ちください。

・財産の概算額がわかるもの(メモ書きでも可)
・固定資産税の納税通知書
・確定申告書

日時：毎週火曜日 ①13:00～14:00 ②15:30～16:30
会場：新宿駅前事務所／池袋駅前事務所／町田駅前事務所

日時：毎週水曜日 ①13:00～14:00 ②15:30～16:30
会場：東京丸の内事務所／湘南台駅前事務所／タワー事務所

日時：毎週木曜日 ①13:00～14:00 ②15:30～16:30
会場：川崎駅前事務所／朝霞台駅前事務所

セミナー・相談会の詳細、お申し込みはフリーダイヤルまでお問い合わせください。
0120-48-7271 フリーダイヤル受付時間 平日9:00～19:00／土曜日9:00～18:00／日曜日10:00～17:00

ランドマーク税理士法人は相続・事業承継・資産承継の専門家集団として総合的にサポートします

税理士 住田 靖昭
〈経歴〉株式会社広島銀行勤務 会計事務所勤務 その後、ランドマーク税理士法人勤務
銀行員時代は法人・個人の顧問を経験。会計事務所では、一般法人を中心とした税務を経験。その後、ランドマーク税理士法人にて、資産税を中心とした経験を積み、各種セミナー講師を務めている。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」(税務研究会)

公認会計士・税理士 植松 務
〈経歴〉株式会社東日本銀行勤務 監査法人勤務 その後、ランドマーク税理士法人勤務
銀行に8年間勤務し、主に中小企業向け融資を担当した。監査法人では上場会社監査、企業買収取引法定監査、会社法監査、各種コンサルティングを担当した。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」(税務研究会)

税理士 永瀬 寿子
〈経歴〉金融機関システム部門、メーカー経理部門 その後、ランドマーク税理士法人勤務
不動産賃貸業の個人事業主・同族法人の節税相談、都市農地所有者の相続税申告を扱う。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」(税務研究会)

元国税調査官・税理士 岡山 敦
〈経歴〉国税局査察部査察官 税務署(所得税・法人税担当) その後、ランドマーク税理士法人勤務
国税局査察部ではリース業(賃金業)、レコード業など、大規模法人を調査した。審理専門官では者内の質疑、納税者の相談担当を行った。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」(税務研究会)

元国税調査官・税理士 金子 守
〈経歴〉国税局調査第三部調査部門調査官 税務署審理専門官(法人課税) その後、ランドマーク税理士法人勤務
東京大学法学部卒業後、警察庁に勤務。その後東京簡易裁判所判事も務めた。相続実務のプロフェッショナルを育成する「丸の内相続大学校」を開校し、後進の育成にも力を注いでいる。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」(税務研究会)

弁護士・税理士 太田 壽郎
〈経歴〉ランドマーク税理士法人 丸の内相続大学校 校長
1997年、清田幸弘税理士事務所(現ランドマーク税理士法人)を設立し、現在12支店で活動中。急増する相談案件に対応すべく、相続の相談窓口「丸の内相続プラザ」を開設。著書「お金持ちはどうやって資産を残しているのか?(そして出会った「本当の幸せ」)」(日本文芸社)
共著「都市農家・地主の税金ガイド」(税務研究会)他

元国税調査官・税理士 清田 幸弘
〈経歴〉地元農協に9年間勤務 資産税専門の会計事務所勤務 清田幸弘税理士事務所を設立し現在に至る
30年間で13回の転勤を重ね、主に資産課税(相続税・贈与税・譲渡所得)の調査事務に従事した。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」(税務研究会)

元国税調査官・税理士 吉見 和典
〈経歴〉国税局調査第一部国際情報専門官 国税局資料調査課主査(外国人担当) 税務署特別調査官(法人担当) その後、ランドマーク税理士法人勤務
各税務署では主に個人課税部門で、個人事業主や資産家などの所得税・消費税の税務調査に従事した。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」(税務研究会)

元国税調査官・税理士 石丸 司
〈経歴〉国税局に30年間勤務 その後、ランドマーク税理士法人勤務
普通法人の経理部勤務を経て税理士事務所で税理士としての経験を積む。他方、不動産鑑定士資格を有し不動産鑑定士の実務経験もある。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」(税務研究会)

元国税調査官・税理士 小倉 正裕
〈経歴〉国税局に35年間勤務 その後、ランドマーク税理士法人勤務
監査法人に33年間勤務。非鉄鉱山業、小売業、金融業、化学工業、その他製造業など多くの業種の会計法・会社法等に基づく監査業務に従事した。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」(税務研究会)

税理士・不動産鑑定士 松下 豊
〈経歴〉メーカー経理部、不動産鑑定士事務所、税理士法人に勤務 その後、ランドマーク税理士法人勤務
入社以来、資産税業務を中心とした申告業務、相続業務に従事している。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」(税務研究会)

税理士 笹原 利彦
〈経歴〉ランドマーク税理士法人勤務

ランドマーク税理士法人
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.
【所属】東京地方税理士会 横浜中央支部【法人番号】第1606号
【代表】清田 幸弘【設立】1997年【支部】丸の内、新宿、池袋、町田、みなとみらい、横浜緑区、川崎、登戸、湘南台、朝霞台
お問い合わせ フリーダイヤル0120-48-7271 平日9:00～19:00 土曜日9:00～18:00 日曜・祝日10:00～17:00 ※一部例外日あり
ランドマーク税理士法人 検索
https://www.landmark-tax.com/
ランドマーク税理士法人
神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー37階
アクセス：みなとみらい線「みなとみらい駅」直結 徒歩3分